

世界観光倫理憲章を踏まえたアクセシブルアウトドアツーリズムの検討 —世界自然遺産地域でのアウトドア型車椅子を用いた実践を通じて—

池谷 航介・原田 新（岡山大学学術研究院共通教育・グローバル領域）・楠 敬太（佛教大
学学生支援機構）

Examination of Accessible Outdoor Tourism Based on the Global Code of Ethics for Tourism:
Practical Application of Outdoor Wheelchairs in World Natural Heritage Sites

Kosuke IKETANI, Shin HARADA

(General Education and Global Studies Field, Okayama University)

Keita KUSUNOKI

(Institute of Student Support, Bukkyo University)

要旨

アクセシブルアウトドアツーリズムを進めていくためには、「保全・保護」と「開発」の両立が非常に重要な観点となる。そこで本実践では、一人でも多くの人アウトドア活動に参加できることを目指し、世界自然遺産地域においてアウトドア型車椅子を用いたツアーが実現できるかどうかを検討することとした。「誰ひとり取り残さない観光」とは、世界観光倫理憲章でも標榜された目標であるが、このことを実現するためには、今回検討を行ったような一つ一つの実践を積み重ねることによって、少しずつであってもアクセシブルアウトドアツーリズムの可能範囲を広げていくことが、最も確実な取り組みなのではないかと考えている。

Abstract

Promoting accessible outdoor tourism requires balancing conservation and protection with development. Therefore, this study aims to enable as many people as possible to participate in outdoor activities. This verification examines whether tours using outdoor wheelchairs can be conducted within World Natural Heritage sites. To achieve tourism that leaves no one behind, we believe the most reliable approach is to gradually expand the scope of accessible outdoor tourism through the accumulation of individual practices, even if progress is incremental.

キーワード：観光，ユニバーサルツーリズム，アクセシビリティ，障害者支援，アウトドア

1. 問題と目的

1.1 世界観光倫理憲章を踏まえたアクセシブルアウトドアツーリズムについて

国連による世界観光倫理憲章（1999）前文では、「誰もが参加できる観光を促進」するということ、そして「観光する権利および観光客の移動の自由を確認」ということが謳われている。これらは同じく国連で採択された SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)（2015）による「誰ひとり取り残さない / No one will be left behind」という表現へと収斂されていくことになる。「多様性を包摂する共生社会の実現」というスローガンは、従前から継続的に掲げられてきたが、この憲章に含まれる複数の条文中に重複して言及があり、観光の分野においても基盤概念として位置づけられていることが分かる（表1）。

（表1）世界観光倫理憲章での多様性に関する言及箇所と SDGs 目標

条文	言及箇所	SDGs 目標
【1条】 人間と社会間の相互理解と敬意への観光の貢献	1. <u>多様性に対する寛容と尊敬の態度</u> を伴う人間性に広く見られる、倫理的価値観への理解や促進は共に、責任ある観光の根幹への観光の貢献	【SDGs4. 教育】
【2条】 個人と集団の充足感を得る手段としての観光	1. 観光は、休暇やリラクゼーション、スポーツそして文化や自然との触れ合いと最もよく関連づけられる活動/観光は(中略) <u>民族や文化の違いやその多様性に関して学ぶための必要不可欠な要素</u>	【SDGs4. 教育】
	2. <u>子供、高齢者、体の不自由な方々、少数民族、及び先住民族に関する人権</u> については、特に促進すべき	【SDGs3. 健康・福祉】 【SDGs10. 不平等是正】
【7条】 観光をする権利	1. 直接的に、個人的に、地球の魅力を発見し、楽しむという側面は、 <u>全世界の住民に平等に開かれている権利</u>	【SDGs10. 不平等是正】
	4. <u>家族、青少年、学生、高齢者による観光と体が不自由な方のための観光</u> は、奨励され、円滑化が図られるべき	【SDGs3. 健康・福祉】 【SDGs10. 不平等是正】
【8条】 観光客の行動の自由	1. 過剰な手続きや <u>差別を受けることなく</u> 、観光と文化的な場所へ訪問できるべき	【SDGs3. 健康・福祉】 【SDGs10. 不平等是正】

一方で、第3条(持続可能な開発の要素)において観光は「生態系や生物多様性を保全し、野生動物の絶滅危惧種の保護に資するように、設計され、計画されるべき」と明示されており、特に自然探勝地への観光においてはこの第3条にある通り、「保全・保護」と「開発」をいかに両立していくのか、といったことが非常に重要な観点となる。このことに加えて「誰ひとり取り残さない」アクセシビリティの確保を検討しようとする、自然探勝地の原風景を「保全・保護」することと、バリア解消のためコンクリートやアスファルト舗装によって「開発」することに葛藤状態が生じてしまう。一般的な環境整備では舗装やスロープの設置といった事前的改善措置が合理的であったとしても、自然探勝地においては本質的な意味で「保全・保護」が最優先であり、この点に留意しつつアクセシビリティを確保するためには、どのような方略が必要といえるだろうか。

1.2 「自然エリアでのアクセシビリティの確保とインクルーシブツーリズムの開発状況(優良事例集)」の検討

以上のように、世界観光倫理憲章に準拠しつつアクセシブルな自然探勝地への観光を検討する場合、「保全・保護」と「開発」のバランスが肝要であるといえるため、実践にあたっては先行的な取り組みを踏まえておくことが欠かせない。

国連世界観光機関による「自然エリアでのアクセシビリティの確保とインクルーシブツーリズムの開発状況(優良事例集)」(英語版2021, 日本語版2024)では、アクセシブルアウトドアツーリズムについて優良な取り組みを進めている世界全11地域や団体が紹介されている。序文では国連世界観光機関事務局長ズラブ・ポロリカシュヴィリ氏によって、「2007年に採択された『障害者の権利に関する条約』の原則に基づくアクセシブルツーリズム・フォー・オール(誰もが参加できる観光)の推進は持続可能で責任ある観光政策において不可欠な要素」であることが提唱され、また、「アクセシブルツーリズム・フォー・オールを実現するうえで、官民の両セクターが極めて重要な役割を果たす」として、官及び民の相乗効果による事業持続が欠かせない点が示されている。しかしながら、この事例集の要旨において、「解決策を提供しているプロジェクトやアクセシブルな地域はまだそれほど多くはない」と実践事例の乏しさに関する指摘もあり、とりわけ「自然エリアはその特性上、アクセシブルにするのが特に難しいことを考慮し、自然エリアにおける観光開発をより包摂的で誰にとっても利用しやすいものにするについて、認識を高める必要性」があると言及されていることから、アクセシブルアウトドアツーリズムは世界の観光推進において「次の重点課題」であることが窺える。

具体性のあるアクセシブルアウトドアツーリズムの実現に際し、世界観光倫理憲章にある「保全・保護」との両立を踏まえつつ、「自然環境に害を与えることなく、自然に触れ合える空間を設け、誰もがアクセシビリティを意識せずとも利用できるようにする」ために、①「地域の競争力と持続可能性を分析する」、②「科学的根拠に基づき、どのような介入を

行えば行動変容につながるかを見極める」, ③「障害のある人の受入れやサービスを支援するために、スマートなイノベーションを実現するための環境知能（AmI）を導入する」という3つの基盤概念が要旨において掲げられたことも重要といえよう。全般的にアクセシブルツールズはやや理念の先行が否めないところではあるが、むしろこの事例集においては現実的な方略が提案されており、特に②の「行動変容」促進という視点は、このアクセシブルアウトドアツールズの取り組みが障害者のみをターゲットにしているのではなく、全員のためのアクションになり得ることを示唆しているという意味で、大変興味深い指摘であるといえる。

以上の理念的な枠組みに基づき、「優良事例」の章においては、冒頭に以下のような評価基準（表2）が示された。官民あるいは学術や各種団体に横断したより幅広いネットワークを母体とすることで持続的かつ自立した運営資金が確保できていることに加え、他地域の指標となるべく再現性にも重点が置かれた評価項目の構成になっており、将来的にはアクセシブルアウトドアツールズを共通言語として、地域と地域を跨ぐ情報交換やリソースシェアといった連携にも貢献するのではないだろうか。倫理的でありつつ経済性や合理性の高い指標であると考えられる。

（表2）自然エリアでのアクセシビリティの確保とインクルーシブツールズの開発状況：優良事例の評価基準

官民連携
1 完全に民間レベルで実施されている
2 公的団体によって実施されている
3 公的及び民間団体の連携によって実施されている
4 公的団体と、代表的な障害者団体／アクセシブルツールズに関する専門家の連携によって実施されている
5 公的及び民間団体に加えて、代表的な障害者団体／アクセシブルツールズに関する専門家との連携によって実施されている
アクセシビリティに関連した研修の有無
1 アクセシビリティや障害者への配慮に関して、従業員を対象とした研修プログラムを実施している
2 アクセシビリティや障害者への配慮に関して、従業員や戦略パートナーを対象とした研修プログラムを実施している
3 アクセシビリティや障害者への配慮に関して、従業員や会員に研修内容を遵守するよう求める認証を発行している
4 アクセシビリティに関する研修プログラム及びワークショップや、障害者への配慮を第三者に提供している

アクセシビリティの導入状況

- 1 専門技術者によるアクセシビリティ・プランに基づいた設計と事前分析プロセスを実施している
- 2 最終的な導入に先立ち、利用者を交えた検証プロセスを実施している
- 3 認知度の高い国際的、又は地域のアクセシビリティ基準（例：ISO, UNE）を満たしている
- 4 定期的な評価システムを構築し、実体験に基づく利用者からのコメントを得て、改善している

プロジェクトの長期的な持続可能性

- 1 プロジェクトを運営し維持するための公的資金がある
- 2 プロジェクトを運営し維持するための公的及び民間資金がある
- 3 プロジェクトを実現可能にするために開発段階で利用者から使用料を徴収している
- 4（公的資金、民間資金に関わらず）定められたプロジェクト完了期日まで物質面と財政面での見通しが立っている
- 5 自己資金によって運営している

プロジェクトの再現可能性

- 1 他の類似する取組において再現可能な側面がある
 - 2 特性を考慮すれば、ある程度の再現可能性はある
 - 3 多額の投資や技術開発が必要であり、システムや運用に関しては再現可能又は拡張可能である
 - 4 国際的に適用できる可能性がある
-

1.3 アクセシブルアウトドアツーリズムの意義

以上を踏まえ、まずアクセシブルツーリズムの振興は各国あるいは各地域が必須事項として取り組むべき方向性であることは、世界観光倫理憲章からも明確に読み取ることができる。それをあえて「特に難しい」と指摘のあるアウトドアにおいて実践していくことは、むしろ地域に官から民まで様々な立場で参画する各種団体の関係性を必然的に深めることができ、倫理的で持続的な経済に寄与する可能性があるのではないかと考える。

アクセシブルアウトドアツーリズムの実施に際した場合、前項でも述べたがアクセシビリティ確保に資する「開発」よりも「保全・保護」が優先されるため、実現するには不整地を乗り越えていく何らかの手立てが必要となってくる。ただ不整地を走行できる機器があればよいということでもなく、結果的に参加者の互助的な働きかけによる交流を生むこととなり、このことがアクセシブルツーリズムの基盤概念にも示された世界市民の「行動変容」にどう関連していくのか、世界的にもまだ実践事例が十分とは言えない中で、一つ一つ取り

組みを積み上げていくことができれば、漸くその本質的な価値が見出していけるのではないかと考えている。

人々の交流によってもたらされる行動変容は、例えば未曾有の災害時において国あるいは地域のレジリエンスを高める礎にもなるだろう。テクノロジーにより生活利便性の向上した未来社会は、アクセシブルな整備も進み、様々なシーンにおいて多様な人々の参加を可能にするかもしれないが、突如有事が生じてテクノロジーが寸断すると、元より関係性の脆弱な個々が散り散りになるリスクを孕んでいる。アクセシブルアウトドアツーリズムの見据える先は、人々が相互に関連することを促進し、各地域における原始的な社会機能を取り戻すことにあるかもしれない。

1.4 本実践の目的

そこで本実践では、一人でも多くの人々がアウトドア活動に参加できる社会の実現に資するべく、対象を限定した上で具体的な方法や機材、留意点等を検討するといった一連の実施手順を詳細に論述することにより、今後対象の範囲を拡大していく上で基礎となり得るモデルを示すことが目的である。修学、就労、余暇活動、その他全ての営みにおいて、「誰ひとり取り残さない」社会を標榜していくためには、一つ一つの細やかな実践とその検証が幾重にも出揃ってくる必要がある。本実践はあくまでもアウトドア活動におけるアクセシビリティを限定的に検討するものではあるが、今後は様々な実践を行う上での道標として寄与できるのではないかと考えている。

2. 実践内容

2.1 世界自然遺産地域における実践の概要

(1) 想定上の対象ケース

自然探勝地において本質的な価値である環境そのものを著しく損なうことなく、一人でも多くの人々が参加できるようにするためには、どのような基礎的確認と手立てが必要であるかについて、モデルコースを見立てたうえで検討することとした。自然探勝地の観光において参加困難が生じる要因は、病弱による体調不安、視覚障害や肢体不自由による移動困難等、疾病や障害の状態に応じて千差万別ではあるが、今回については自然探勝地でのアクセシビリティ確保に関する実現可能性と課題を明確にする目的で、対象を肢体不自由や病弱等による移動困難によって車椅子等を使用するケースと想定した上で検討を実施した。

(2) モデルコース候補地域の検討





モデルコース候補地域は①自然そのものが観光上の価値であり、②自然環境の保全・保護のために重点的な取り組みを有し、③観光のための最低限の生活動線（トイレやスロープ等）が概ね確保された（確保される可能性が高い）場所という3点を考慮した結果、こ

これらの要素を満たしている日本国内の国立公園等の中から、世界遺産条約（1972）第4条にある「文化及び自然の遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備活用し及びきたるべき世代へ伝承することを確保すること」が、1992年締約以降日本においても義務と定められている点を踏まえ、世界自然遺産地域が適切であると判断した。実施にあたっては地域の管理実務者あるいは地域ガイド等と連携することが必要となるため、センター等が設置されていることを基礎条件に、環境の保全・保護に留意しつつモデルコース好適地の選定し、2024年5月（知床）、2025年3月（屋久島）、2025年7月（西表）にてそれぞれ検討を行った。

(3) 実践に使用する機器

1.1で整理したように、アクセシブルな自然探勝地の観光を行うためには、アスファルト舗装やスロープ敷設といった整備を最小限に限定した上で、通常の車椅子では移動が困難な不整地であってもアクセスできる手段を用いる必要がある。そこで今回は不整地を走破できるアウトドア型車椅子を活用し、環境に影響を及ぼすこと無くモデルコースの検討できるようにした。また、いくつかのタイプのアウトドア型車椅子等機器を併用した場合についても想定し、モデルコースとのマッチングを検討した。モデルコースでの活用を想定するアウトドア型車椅子等の種類は以下の4種類（表3）である。

（表3）アウトドア型車椅子の種類

自走型車椅子	牽引型車椅子	牽引アタッチメント	電動アタッチメント
			
不整地用タイヤを装着し、自走可能な機器	不整地用タイヤを装着し、牽引によって移動可能な機器	汎用型等様々なタイプの車椅子に装着可能な牽引機器	汎用型等様々なタイプの車椅子に装着可能な電動機器

2.2 世界自然遺産地域における基本的な移動動線のアクセシビリティ

アクセシブルアウトドアツーリズムの対象となる地域は、当然のことながら自然そのものに価値がある地域であり、主たる目的までのルートはほとんどが不整地であってフラットな経路が整備されているわけではない。しかしながら（自然環境を毀損しない）最低限の開発として拠点周辺に上記の状況が整えられつつあること（あるいは、今後の改修整備が見込まれること）で、アクセシブルアウトドアツーリズムの実現可能性を拡大することができる。

世界自然遺産としての登録以降、各地域において観光拠点（世界遺産センター、ビジター





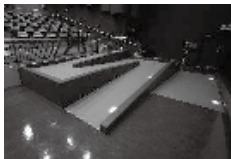




センター等)の設置と基本的な移動動線の整備が進んできていることを踏まえ、モデルコースの検討に先立ち、以下のような基本的な移動動線が拠点周辺に備わっているかを確認した。

なお、この確認は検討を行った各地域の整備状況評価を個別に行う趣旨ではなく、あくまでもアクセシブルアウトドアツーリズムを実施する上で必要となる拠点整備の観点を示す目的であるため、地域ごとにまとめず列記することとした。よって、全ての地域や拠点が下記状況（表4）を十分に満たしているわけではない点について留意が必要である。

まず障害者用駐車場だが、①乗降スペース（写真1）が十分に取られた所や②斜線帯表示が施された所（写真2）もあった。③緊急車両進入・停車可能なスペース的余裕があるか（写真3）も重要となる。また、④駐車場から歩道への侵入経路において、配慮された低段差縁石（写真4）の敷設が確認できる箇所があった。⑤施設内では省スペースで傾斜角度を軽減するためつづら折りスロープ（写真5）が敷設されていた箇所もあった。⑥歩道路面素材の切り替え部分については段差が生じない工夫（写真6）が施された箇所が見られた。⑦トイレについてはフラットな動線（写真7）が確保された⑧多目的トイレ（写真8）の設置が進んできており、⑨ピクトグラム表示（写真9）も配慮されているところがあった。

このような整備が拠点周辺にあることによって、拠点に接続された不整地への取り付きが容易となる他、緊急時の退避や機器レンタル、サポートの要請、情報の取得といった必要な準備が可能となる。

（表4）拠点周辺の状況

		
（写真1）駐車場	（写真2）駐車場	（写真3）緊急車両用地
		
（写真4）低段差縁石	（写真5）スロープ	（写真6）無段差の路面
		
（写真7）トイレ	（写真8）多目的トイレ	（写真9）ピクトグラム

2.3 モデルコースの検討にあたって

2.1 の通り、拠点周辺の基本的な移動動線がある（あるいは今後整備される余地がある）ということ为前提に、モデルコースは拠点から目的地を含んで拠点へ帰着するルートとし、「路面状態の適切性（各種アウトドア型車椅子等を用いた場合に移動可能か）」、「目的地の適切性（自然の探勝や観察が可能か）」の2観点について検討を行った。検討にあたっては、著者による路面状態と目的地状況の現地観察記録に基づき適切性を論考することとし、路面状態の適切性については機器使用の参考となるよう、各アウトドア型車椅子等機器の特性を踏まえ、より適している（◎）、適している（○）、適していない（△）の3段階で著者主観による指標を付記した。なお、各地の観察は知床が2024年5月12日～13日、屋久島が2025年3月7日～8日、西表が2025年6月30日の日程で実施した。

2.4 モデルコースの概要



(1) 「フレペの滝モデルコース」(知床)

①コースの概要

全長約2kmの不整地（土及び砂利）で、往路は緩やかな下り基調で、復路が緩やかな登りとなる。

②観点別評価

(表5) 「フレペの滝モデルコース」観点別評価について

路面状態の適切性		目的地の適切性
		
○自走型車椅子 ○牽引型車椅子 ○牽引アタッチメント ◎電動アタッチメント	登攀や下降の斜度は緩やかで、段差や滑りやすい部分はほぼ無く、各種アウトドア型車椅子等であれば移動することができる。	見通しの良い平原を移動した後、フレペの滝周辺の断崖が見渡せる。展望所に車椅子で登ることはできないため、車椅子の視点からであるとやや断崖の見にくさはある。

(2) 「開拓小屋モデルコース」(知床)




①コースの概要

全長約5kmの不整地（土・砂利・ウッドチップ・草）で、基本的に緩やかなアップダウン

が多いが、いくつか急な登攀（下降）箇所がある。

②観点別評価

（表 6）「開拓小屋モデルコース」観点別評価について

路面状態の適切性		目的地の適切性
		
<p>△自走型車椅子 ○牽引型車椅子 ○牽引アタッチメント ◎電動アタッチメント</p>	<p>概ねの部分で登攀や下降の傾斜は緩やかで、段差や滑りやすい部分もほぼ無いが、眺望のある折り返し地点手前に急登があり、自走型で到達するためには軽微な整地を要する。</p>	<p>開拓時代の遺構や植林の様子を見ながら進み、折り返し地点では羅臼岳が車椅子からでも一望できる。</p>




（3）「7000年の森モデルコース」（屋久島）

①コースの概要

全長約 500mの不整地（石畳・土・砂利・木橋）で、往路は軽快な下降であるが、その分復路は登りとなる。複数の分岐ルートがある。

②観点別評価

（表 7）「7000年の森モデルコース」観点別評価について

路面状態の適切性		目的地の適切性
		
<p>×自走型車椅子※ただし部分的には好適地もあるため、電動機能を付加すると適切な機器となり得る。 ○牽引型車椅子 △牽引アタッチメント ○電動アタッチメント</p>	<p>勾配の平易な石畳や軽快な下降路は各種アウトドア型車椅子等、特に自走型を用いた良好なアクティビティとして検討できるが、一度下ってしまうと復路の勾配を自走型で登攀することは困難である。</p>	<p>手軽に屋久島の森の雰囲気が体験でき、自然観察等が行える。公園内に博物館やカフェ等も設置されている。</p>




(4) 「千尋の滝モデルコース」(屋久島)

①コースの概要

全長約 300mの比較的段差の少ない石畳で、往路はやや下降して、復路はやや登攀する。

②観点別評価

(表 8) 「千尋の滝モデルコース」観点別評価について

路面状態の適切性		目的地の適切性
		
○自走型車椅子 ○牽引型車椅子 ○牽引アタッチメント ○電動アタッチメント	登攀や下降の斜度は緩やかで、段差や滑りやすい部分はほぼ無く各種アウトドア型車椅子等であれば移動することができる。	鬱蒼とした森に囲まれた石畳の遊歩道を抜けると巨大なスラブの岩肌と千尋の滝が一望できる。




(5) 「大川の滝モデルコース」(屋久島)

①コースの概要

全長約 200mのコンクリート舗装護岸で、一部石畳がある。往路は下降し復路は登攀となる。

②観点別評価

(表 9) 「大川の滝モデルコース」観点別評価について

路面状態の適切性		目的地の適切性
		
○自走型車椅子 △牽引型車椅子 ◎牽引アタッチメント ◎電動アタッチメント	概ねの部分で登攀や下降の傾斜は緩やかで、舗装されているため段差や滑りやすい部分もほぼ無く、各種アウトドア型車椅子等であれば移動可能であるが、復路の一部にやや急な登攀箇所がある。	滝つぼに近接はできないが、かなり近くまでコンクリート舗装の護岸が続いており、ダイナミックな滝を見上げることができる。




(6) 「南風見田の浜モデルコース」(西表)

①コースの概要

全長約 200mの不整地（土）を抜けると砂浜がある。砂浜まではほとんどアップダウンはないが、やや土壌が柔らかい。

②観点別評価

(表 10) 「南風見田の浜モデルコース」観点別評価について

路面状態の適切性		目的地の適切性
		
○自走型車椅子 ◎牽引型車椅子 ○牽引アタッチメント ○電動アタッチメント	登攀や下降の斜度は緩やかで、段差や滑りやすい部分はほぼ無く、各種アウトドア型車椅子等であれば移動できる。林間の一部にぬかみが生じている。	全長 1 kmを超える砂浜が東西に続いており、砂浜対応の車椅子等があれば波辺の散策や海水浴を楽しむことができる。

3. 現状の課題と今後の展望**3.1 アクセシブルツーリズムをモデルコースの選定から着手する意義**

1.1 で述べたように、アクセシブルツーリズムの実施は世界観光倫理憲章でも提唱されているが、それを受けて日本では「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」

（2020）が観光庁及び国連世界観光機関駐日事務所（現アジア太平洋地域事務所）によって刊行され、世界基準の観光指標が示されることとなった。とりわけこのガイドラインの B8 項では、「多様な受入環境整備」としてユニバーサルデザインの普及推進が観点化されており、各地域においてアクセシブルツーリズムの推進が求められている。しかしながら、特に自然探勝地の場合、真に全ての多様性において対応できているかと問われるとその限りではないため、「ユニバーサル」あるいは「アクセシブル」と掲げるには逡巡が生じてしまうことは否めない。アウトドアにおいてはインドアと対比するまでもなく予見される危険が少なくないことを鑑み、確実な安全配慮のもとに実施しなければならないということになると、取り組みの第一歩目を踏み出しにくい状況が起り得る。今回は使用するアウトドア型車椅子等機器についても複数のタイプを想定して検討を行ったが、それでも全てのケースのアクセシビリティ確保に対応可能かということ、必ずしも保障できるわけではない。

本実践で検討したモデルコースの選定にあたっては、まず一歩目に着手することが肝要であるという思料のもと、核心部分には特殊な機器を必要とするものの、そこへ至るアクセスのための動線確保が公共交通機関等を用いて容易であることを条件とした。また、2で報告した通り複数のタイプのアウトドア型車椅子等機器を想定した場合において、より多様な参加が見込まれるコースであることも考慮した。自然探勝地全体をアクセシブルにすることは、参加機会の平等という目的において目指されるべきではあるが、後述する支援機器（Assistive Technology, 以下, AT）の進歩状況や開発と保全のバランスといった現状に応じて、可能な一部コースから着手していくことに意義があると考えている。例えば 2.4 (1), (4) 等は到達可能な目的地（コース折り返し点）に雄大な景観が広がっており、移動によって得られる価値が非常に高い適地であった。各地でモデルコースの着手が進み、その価値を踏まえた情報が広報されることによって、多様な参加が一人また一人と増えることを期待する。この結果、参加者の意見が地域に反映され、徐々に改修や拡充が進んでいくといったステップが持続的といえるのではないだろうか。

以上に加えて、風雨等の影響を受けやすい、あるいは植物や樹木によるコースの侵食がある等、経年によって軽微な段差や障害物が生じることが想定される。遊歩道を全て舗装するといった盤石な整備を行えば、少なくとも最終的な目的地へのアクセスを確保できる場合もあるが、先にも述べた通り全面舗装という選択肢は自然探勝地においてあまり本質的な解決法とはいえないと考える。なお、モデルコースの探索中に、軽微な整備をすれば適地として利活用可能ではないかと考える木道や遊歩道にいくつか行きあたったが、やはり一般歩行者の来訪が少なくなると上記のようにコースが荒れた状態となるため、アクセシブルアウトドアツーリズムの振興を目的にモデルコースを選定する場合は、一般の観光客が日常的に訪れる場所が適切といえるだろう。行政的な予算で定期的に整備するという考え方もあるが、来訪者自身が軽微な落石や枯れ枝といった障害物の除去に協力できるよう、表示板等で啓発を行っていくといった方法も検討できるかもしれない。むしろアクセシブルアウトドアツーリズムが実装されることによって、コミュニティの協働が喚起され、見過ごされた、あるいは未整備な周辺環境が住民の手によって整っていく契機にもなり得るのではないかと考える。

3.2 必要な支援機器（AT）の配備

不整地移動のためには相応の支援機器（AT）を必要とするが、一つの機器でどのようなシチュエーションであっても万能に対応できるといったことは狙いにくく、また、利用者側の状態も個々に異なっているため、アウトドア型車椅子等機器によるツアーを計画するのであれば複数のタイプを準備することが望ましいといえる。しかしながら希少な市場における機器ということもあって相応の価格が設定されており、国や自治体の助成金等を得て導入を検討する場合であっても配備がままならないこともある。ましてや複数準備する

ことはなかなか難しい状況といえるだろう。このような機器について、一部の対象者が利活用する特殊なものとは狭義に捉えるのではなく、専用の機器を用いたアクセシブルアウトドアツーリズムの取り組みはあくまでも呼び水であり、多様性に関する理解啓発、コミュニティにおける交流の活性化等、波及効果が幾重にも見込めることも含めた予算であると捉えることができればよいと考える。

また、1.3でも防災・減災について言及したが、これらの自然探勝地に対応した支援機器(AT)は、災害有事の際に活用可能な避難機器としての機能を副次的に有している。例えば2.4(1)のコースは土の路面、2.4(3)は石畳であり、どちらも通常の車椅子での自走はもちろんのこと、介助が帯同しても円滑な移動は困難であるといえるが、今回検討したアウトドア型車椅子等機器を配備できれば、災害発生時の脆弱性が指摘されている車椅子利用者等の避難誘導に寄与することも可能である。平時はスポーツやレクリエーション、レジャー目的のツーリズムで利活用され、結果的にこのような機器に触れた経験のある人が増えれば、ひとたび有事が生じた場合の担い手にもなり得るだろう。アクセシブルツーリズムを観光文脈のみで捉えるのではなく、防災・減災への配備でもあることを踏まえ、予算化することを推奨したい。

謝辞

本研究はJSPS科学研究費補助金(科研費)「アウトドア・ツーリズムのバリアフリー化による障害者の余暇活動支援プログラムの構築(20K20727)」及び「アウトドアツーリズムのバリアフリー化を促進する実践モデルの検討(25K15670)」の助成を受けたものです。

また、本研究の遂行にあたり、公益財団法人知床財団、THE NORTH FACE/HELLY HANSEN 知床店、屋久島ガイド巡り葉、屋久島世界遺産センター、THE NORTH FACE 屋久島店、一般財団法人西表財団、西表野生生物保護センターの関係者の皆様には、多大なるご協力をいただきました。ここに深謝の意を表します。

引用文献

国連世界観光機関(1999)「世界観光倫理憲章(日本語版)」

国連(2015)「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ(A/70/L.1)(外務省仮訳)」

国連世界観光機関(英語版2021,日本語版2024)「自然エリアでのアクセシビリティの確保とインクルーシブツーリズムの開発状況(優良事例集)」

国連連合教育科学文化機関(1972)「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(仮訳)」

観光庁・国連世界観光機関駐日事務所(2020)「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」